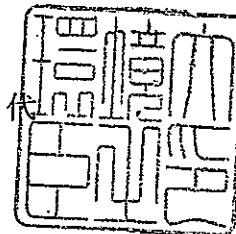




諮詢 第 419 号
環水大土発第 1512033 号
平成 27 年 12 月 3 日

中央環境審議会会長
浅野直人 殿

環境大臣
大塚珠代



今後の土壤汚染対策の在り方について（諮詢）

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 41 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、
今後の土壤汚染対策の在り方について、貴審議会の意見を求める。

（諮詢理由）

平成 22 年 4 月に施行された土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 23 号）附則第 15 条において、「政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と定められている。

このため、今後の土壤汚染対策の在り方について、貴審議会の意見を求めるものである。



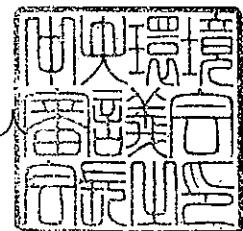
中環審第872号

平成27年12月3日

中央環境審議会 土壌農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会

会長 浅野 直人



今後の土壌汚染対策の在り方について（付議）

平成27年12月3日付け諮問第419号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。